

会 議 録

□全部記録 ■要点記録

会議名	令和5年度 第1回 姫路市景観・広告物審議会
開催日時	令和5年5月29日（月）14時半～15時半
開催場所	姫路市役所 10階 大会議室
出席者又は欠席者	<p>(現地出席委員)</p> <p>安枝会長、岩田委員、土居委員、前川委員、有川委員、志水委員、濱田委員、上田委員、高野委員、長田委員、川崎委員、吉永委員、土井委員、塩本委員</p> <p>(オンライン出席委員)</p> <p>清水委員</p> <p>(事務局)</p> <p>加藤局長、松浦部長、服部課長、小寺係長、合田主任、川崎技術主任、中川主事</p> <p>(欠席委員)</p> <p>赤澤委員、橋寺委員、藤本委員、山口委員、八木委員</p>
傍聴の可否及び傍聴人数	<p>傍聴可</p> <p>傍聴人 なし</p>
議案又は案件及び結論等	<p>(議事事項第1号) 姫路市屋外広告物条例及び施行規則の改正について</p> <p>(議事事項第2号) 姫路市都市景観形成基本計画の改定方針の報告と姫路市都市景観形成基本計画検討専門部会の設置について</p>
議案の全部内容又は進行記録	<p>(事務局) (過半数の委員の出席による審議会成立及び傍聴人の報告) (資料の確認)</p> <p>会長及び会長職務代理者の選任については、景観・広告物審議会条例第7条により会長は委員の互選により選任し、また、会長職務代理者は同条により会長が指名することになっている。 会長選任について、どなたか意見はないか。</p> <p>(委員) 安枝委員を推薦する。</p> <p>(事務局) ただいま、安枝委員をご推薦いただいたが、いかがか。</p> <p>(委員) (異議なし)</p> <p>(事務局) 委員の皆様の賛同により、安枝委員を会長に選任し、以降の進行を</p>

安枝会長にお願いしたい。

(会長) まず会長職務代理者を決めたい。藤本委員にお願いしたいが、いかがか。

(委員) (異議なし)

(会長) では、会長職務代理者は藤本委員にお願いする。本日欠席につき、事務局は後日藤本委員の同意の確認をお願いしたい。

(会長) 次に会議録の署名押印について、濱田委員、塩本委員にお願いしたい。

(会長) 次にデザイン部会の委員の指名について、「デザイン部会の概要」を含め、「委員の指名」について事務局より説明願う。

(事務局) (「デザイン部会の概要」「デザイン部会の委員の指名」について説明)

(会長) デザイン部会の会議及び委員は非公開との説明があつたが、委員の指名についても非公開としたい。

(会長) (デザイン部会の委員指名 (非公開))

(会長) それでは議事事項第一号の、姫路市屋外広告物条例及び施行規則の改正について、清元市長より諮問をされているので、事務局より説明願う。

(事務局) (『姫路市屋外広告物条例及び施行規則の改正』について説明)

(会長) ただいまの説明は、条例及び規則の改正について、昨年度より、審議会で審議を重ねたものである。

内容自体は昨年度最終の会議で議論したものと同じであるが、パブリックコメントの結果が出たので、この報告をしたものである。この改正案については、改めてご意見やご質問等あればいただきたい。

特に有資格者がどうあるべきか、あるいはこの点検の期間をどう考えるのか、その辺りについて、多くの意見をいただき、それを反映した形になっているかと思うが、ここで、ご質問ご意見があれば、頂きたい。

(委員) 概ねいいと思うが、電気とネオンに関しては、資格者が責任を持

って電気工事士やネオン工事士に依頼するという一文がある方がいいと思う。

(事務局)

ご提案頂いた運用も考えられると思う。

また点検技能講習修了者については、保有資格として、ネオン工事資格者、電気工事士、電気主任技術者も対象になっているため、これらの資格保有者に点検技能講習修了者の資格を取って頂きたいと考えている。

(委員)

1級建築士は点検の資格者の候補に入っていたと思うが、最終的には点検資格者に含めないということによいか。

(事務局)

この議論については、前回と前々回の審議会で議論をさせて頂いた。

屋外広告物条例ガイドラインの中で、「屋外広告士その他これと同等以上の知識を有するものに点検させなければならない」とされており、「屋外広告士同等以上の知識を有しているかどうか」という観点から、技能検定合格者1級、点検技能講習修了者を選定したものである。

一級建築士は屋外広告物全般の知識を有しているとは言い難いため、除外した。

(会長)

それでは特に意見がないため、当該姫路市屋外広告物条例及び施行規則の改正について承認をしたいが、皆様、よろしいか。

(委員)

(異議なし)

(会長)

では承認をする。

本日、私から市長に答申をすることとする。

(会長)

続いて議事事項第二号に移りたい。『姫路市都市景観形成基本計画の改定方針の報告と姫路市都市景観形成基本計画改定検討専門部会の設置について』事務局より説明願う。

(事務局)

(『姫路市都市景観形成基本計画の改定方針の報告と姫路市都市景観形成基本計画改定検討専門部会の設置』について説明)

(会長)

ただいまの説明は、昨年度、姫路城周辺地区景観検討専門部会で集中的に議論いただいて取りまとめた基本計画の改定方針についての報告である。またこの改定方針をふまえ、基本計画及び景観計画の改定案を集中的に議論するための専門部会を設置したいという説

明であった。

専門部会の設置可否と委員の人選については後ほど議論するが、基本計画の改定方針についてご意見・ご質問があれば挙手願う。

(委員) 前向きな景観形成の取り組みだと感じる。昼間だけでなく夜間の景観についても、視点場による見え方の違いや、広告物の照明などについても触れていただきたい。

(事務局) 昨年度の姫路城周辺地区景観検討専門部会において夜間景観の議論はなかった。本市では都市環境照明ガイドラインという、夜間照明のあり方についてのガイドラインを策定しており、これを基本としながら今後検討していきたい。

(委員) 資料2の4～5ページの姫路城周辺エリアの設定に関して、堀や土塁も景観として考えてほしいという地域住民の意見があるので、④丘陵・河川の中にも含めるよう検討していただきたい。また①歴史的町並みに関して、河間町や坊主町周辺には武家屋敷や文化財的な住宅が残っており、歴史的なエリアとして検討していただきたい。

(会長) ①歴史的町並みの範囲について、姫路城周辺地区景観検討専門部会で決めたものなのか。委員の意見を受けて検討する可能性はあるのか。

(事務局) 基本計画を改定する際は、④は堀、土塁、公園なども含めた自然的景観について、地図表示を検討したい。

また①から④の図では、様々な景観特性があり、重複するエリアもあるということ表現したいと考えており、それぞれのエリアが歴史的町並みか、商業地か、といったことを示すものではないが、委員のご指摘のように受け取られる可能性があるため、表現のしかたを検討したい。

なお具体的な規制は、今後、景観計画で重点地区に指定することで実施していくこととなる。

(委員) 姫路城周辺以外の地域の景観のあり方についてはどのように議論するのか。

(事務局) 都市景観形成基本計画は姫路市全域を対象とした景観形成のマスタープランであることから、姫路城周辺以外の地域の景観も検討していく。第2章において、市全体を類型化し、類型別景観形成計画を定めている。

	<p>姫路城周辺は特に重要な場所であり、昨年度は専門部会の中でま ずご議論いただいた。</p>
(会長)	<p>他にご意見はあるか。 特にご意見がないので、基本計画の改定については姫路市景観・ 広告物審議会条例に基づき専門部会の設置を提案したいがどうか。</p>
(委員)	(異議なし)
(会長)	<p>それでは、基本計画改定検討専門部会を設置するということにし たい。 専門部会の委員は、ランドスケープの専門分野から赤澤委員、デ ザイン・景観の専門分野から藤本委員、商工会の代表として前川委 員、建築の専門分野から高野委員、公募市民の土井委員とし、部会 長を赤澤委員にお願いしたいかがいかか。</p>
(委員)	(異議なし)
(会長)	<p>基本計画の改定については専門部会で審議し、その経過や結果は 本審議会に報告いただきたい。</p> <p>本日の審議はこれをもって終了する。事務局に進行をお返しした い。</p>
(事務局)	(閉会挨拶)